

全教委連第20号
令和8年4月20日

こども家庭庁支援局長 殿

全国都道府県教育委員会連合会
会長 坂本雅彦

こども性暴力防止法に基づき実施する研修に係る教材（演習資料）に
対する書面での意見提出について

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のために措置に関する法律」では、学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるために教員等に研修を受講させなければならないこととされている。

このことを踏まえ、こども家庭庁では、効果的な研修の在り方の検討や研修教材等の作成に向けて、「こども性暴力防止法に基づき実施する研修の在り方に関する調査研究業務に係る有識者会議を設置しているが、この度、国から関係団体に対し、研修教材（演習資料）に関する意見照会があった。

については、全国都道府県教育委員会連合会として別紙のとおり意見を提出する。

子ども性暴力防止法に基づき実施する研修に係る教材(演習資料)に対する書面での意見提出について

項番	事例No	該当項目	意見
1	全体	ア. 不適切な行為の理解 (ア)演習のねらい	現在の資料では、「不適切な行為」の具体的な線引きや、「身体接触が必要な場合があるなど」の「など」に含まれる内容が不明確である。また、事例に基づいた演習は、その事例に対する理解を深める上では有効であるが、受講者が将来的に別のケースに直面した際に、得た知識を用いて適切に行動するための汎用的な判断基準が不足しているように感じる。不適切な行為の発生に繋がらないため、例えば、共通して心に留めておくべき視点が明示されたスライドを加えることで、受講者が様々な状況で対応できる知識を習得しやすくなり、演習の狙いがより確実に達成されるのではないかと。
2	全体	「考えるヒント」	受講者が能動的に研修を受講できるよう、「考えるヒント」は、もう少し簡潔に示してはどうか。また、業務上の必要性に係る記述について、表現方法が様々で分かりにくくなっている。例えば、「業務上の必要性」、「場所(閉鎖性)」、「組織内のルール」などにカテゴライズし、考えるヒントを示していただきたい。
3	ケース3	(オ)回答例	事例に対する理解を深めるため、補足情報として、以下のとおり「回答例」に根拠文書の内容を追記すべきと考える。 (以下、追記案) 令和3年4月9日付 3文科初第45号「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」において、SNS等を用いて児童生徒と私的なやりとりを行ってはならないこと及び、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化するよう通知されている。